

“Buy!TOHOKU”project 活動についてのガイドライン

2011.4.3 作成

本ガイドラインは、Buy！ TOHOKU プロジェクトの活動(以下、プロジェクト活動)、及びその活動の告知物に関する基本的なルールを定める目的で策定された。

【1】Buy！ TOHOKU プロジェクト活動概要

①主体活動機関の名称と表記：

[Buy！ TOHOKUプロジェクト実行委員会]及び[Buy！ TOHOKUプロジェクト賛同協力企業(者)]

②活動期間：2011年3月12日以降、実行委員会の定める終結時期まで
(2011年9月30日現在未定、終結時期はメンバー評決によって定める)

③活動趣旨

●設立趣意：

地元東北の商品を使い、東北域内、また域外の皆さまに東北の産品、製品、技術やサービスを利用してもらうための活動、及び活動期間中の収益の一部を利用した被災地、被災者への継続的な支援活動を目的とする。

●活動目標：

- 1) ホームページをはじめとする独自の広報ツール開発、各種広報媒体の利用、主催イベントの企画、立案、及び各種イベントへの協賛、参加等を利用して、東北産品、製品、流通、技術、そして観光事業促進のための啓蒙活動を行う。
- 2) ホームページ等を利用した東北産品の販売促進、及び“Buy!TOHOKU”ツール(ポスターやステッカーなど)の販売活動
- 3) 活動期間中の収益の一部を支援金(義援金を含む)とし、被災地、及び被災者への継続的な支援活動

【2】Buy!TOHOKU プロジェクト実行委員会、賛同協力企業(者)構成員の定義、およびその義務と権利について

①Buy!TOHOKU プロジェクト実行委員会、賛同協力企業(者)構成員の定義

(1)Buy!TOHOKU プロジェクト実行委員会の構成員の定義

プロジェクト全体の運営に関わる事項の意思決定機関であり、構成員は別紙の通りとする。

(2)Buy!TOHOKU プロジェクト賛同協力企業(者)構成員の定義

Buy!TOHOKU プロジェクト賛同協力依頼書の趣旨に賛同の上、賛同協力申込書を提出し、賛同協力金を納入した団体(または個人)。

②意思決定と構成員の義務と権利について

各構成員の義務と権利は下記に定める通りである。

a)Buy!TOHOKU プロジェクト実行委員会構成員の義務

(1)Buy!TOHOKU プロジェクトの各活動のガイドライン(目的、期間など含む)を策定し、各活動が適切に運営されるように管理する。またそのための意思決定を行う。その際、賛同協力企業(者)の意見もあわせて検討する。

(2) Buy!TOHOKU プロジェクトの各活動の会計および内容について、賛同協力企業(者)に対する報告を行う。

b) Buy!TOHOKU プロジェクト実行委員会構成員の権利

(1) Buy!TOHOKU プロジェクトの各活動の信用を保つため、賛同する団体や企業、協力する地方自治体の審査を行うことができる。

(2) Buy!TOHOKU プロジェクトの活動趣旨に賛同する団体が、イベントの実施や広告・ウェブサイト等による広報活動において、Buy!TOHOKU プロジェクトの名称の使用または Buy!TOHOKU プロジェクトに関する表示が当ガイドラインまたはプロジェクト活動の趣旨に反していると判断した場合は、是正を求めることができる。

(3) 当ガイドラインに規定する条件に合致していないか、当ガイドラインまたはプロジェクト活動の趣旨に違反していると判断した場合は、是正を求めたか否かにかかわらず、通知のうえ、その資格を剥奪することができる。

c) Buy!TOHOKU プロジェクト活動賛同協力企業(者)の義務

(1) 賛同協力企業(者)となるためには、以下の要件を満たすことが必要。

○当プロジェクト活動の趣旨を理解し、賛同すること。

○当ガイドラインに合意すること。

○以下の倫理基準に合致していること。

- ・企業(または個人)の社会的責任として、環境や社会的課題に配慮し、積極的に取り組んでいること。
- ・暴力団・暴力集団関係の団体でないこと。
- ・政治団体が選挙活動等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでないこと。
- ・宗教団体が布教等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでないこと。
- ・日本の国内法及び国際法等を遵守していること。
- ・賛同申込フォームを Buy!TOHOKU プロジェクト実行委員会に提出し、賛同協力金 10,000 円を納入すること。

※なお、当プロジェクト実行委員会が上記各要件に合致していないと判断し、かつ、勧告・指導を経たなお改善がみられないと判断した場合には、賛同団体としての資格を剥奪する場合がある。

(2) 活動賛同協力企業(者)は、当プロジェクト活動期間に当プロジェクトの名称を使用して行う広報活動や主催イベント活動についての責任を負う。なお、当名称を利用する主催事業を行う場合は、遅くともイベント実施の 2 週間前までに事務局まで提出すること。

(3) 活動賛同協力企業(者)は、Buy!TOHOKU プロジェクト実行委員会に対し、主催イベントの会計および活動内容についての報告をイベント実施後 2 週間以内に行う。

d) Buy!TOHOKU プロジェクト活動賛同協力企業(者)の権利

(1) Buy!TOHOKU プロジェクトの名称とロゴを使用することができる。

(2) 企業、団体(または個人)のウェブサイトやイベント等のなかで本プロジェクト活動に賛同していると表示することができる。また、当プロジェクトのポータルサイトのバナーを使用することができる。

(3) 本プロジェクト活動を支援し、また当ガイドラインに従ったイベントを開催することができる。ただし、イベント内容は事前に当プロジェクト実行委員会の認可を得ることを必要とする。

(4) 当プロジェクト実行委員会の認可のもと、本プロジェクト主催のイベントや共同事業に参加することができる。

(5) 本プロジェクトが提供する画像素材等を使用することができる。

(6) 本プロジェクト実行委員会が実施する広報に、企業(または個人)が行うイベントを掲載できる。掲載内容は広報ごとの規定範囲内とする。

e) 協力する地方自治体、各種公益団体等について

協力する地方自治体、及び各種公益団体等は以下の要件を了承いただくことが必要。

- 本キャンペーンの目的を理解し、主旨に賛同すること。
- 当ガイドラインに合意すること。
- なんらかの貢献を本キャンペーンにすること。
- 本プロジェクト活動を理解し、重要性を認めていること。
- 政府との連携や協力に対し、積極的に取り組んでいること、または今後取り組んでいく意志を持っていること。
- 賛同・協力申込フォームを提出すること。

※当プロジェクト実行委員会が上記各要件に合致していないと判断し、かつ、勧告・指導を経てなお改善がみられないと判断した場合には、協力する地方自治体、または各種公益団体等としての資格を剥奪する場合がある。

f) 協力する地方自治体、各種公益団体等の権利

- (1) Buy!TOHOKU プロジェクトの名称とロゴを使用することができる。
 - (2) 地方自治体の広告・ウェブサイト等のなかで本プロジェクト活動に賛同していると表示することができる。
- また、当プロジェクトのポータルサイトのバナーを使用することができる。

【3】ロゴマークの使用について

Buy!TOHOKU プロジェクトのロゴマーク(以下、当プロジェクトロゴマーク)の使用に関して、下記の通り取扱規定(以下、本規定)を定めるので、使用する場合は本規定を遵守すること。

①使用可能な団体、個人

- (1) 当プロジェクトロゴマークは、賛同・協力企業(または個人)であり、且つ、当プロジェクト実行委員会が認定する団体、個人。
- (2) 当プロジェクト実行委員会の決定により使用許可を認めた企業(または個人)

②使用可能な用途

当プロジェクトロゴマークは、使用者の名刺、ウェブサイト、パンフレット等に掲載することができる。ただし、それ自体が販売を意図するものへの使用は不可とする。

③禁止事項

以下に該当する目的での使用を禁止する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用される可能性がある場合
- (2) 法令や公序良俗に反する可能性がある場合
- (3) その他当プロジェクト活動の趣旨に反する可能性がある場合

④ロゴマーク使用料金

当プロジェクトロゴマークの使用料は無償とする。

⑤事前提出の義務

当プロジェクトロゴマークを使用する場合、事前に当プロジェクト実行委員会事務局に PDF データ、または出力紙を提出し確認を得ること。ただし、リンクバナーなど当プロジェクト実行委員会にて用意したデータをその目的に準じて使用する場合は例外とする。

⑥使用許可の制限

当プロジェクト実行委員会は、下記に該当するような場合、使用者に対して当プロジェクトロゴマークの使用を中止させることができる。

- (1) 賛同・協力企業(または個人)でなくなった場合
- (2) 当プロジェクト実行委員会により、評決の上、認定を取消した団体(または個人)
- (3) 本規定に違反してロゴマークを使用した場合
- (4) ロゴマークの使用が不相当と認められる場合
- (5) その他、特段の事情が生じた場合

⑦ロゴマーク使用時に関する責任の所在

ロゴマークの使用に関して苦情等が発生した場合には、使用者が全責任を持って対処する。

⑧使用方法

(1) 当プロジェクトのロゴマークの拡大・縮小は可能だが、変形したり他の図柄と重ねたりするなど、デザインの変更は不可とする。

(2) 当プロジェクトのロゴマークのカラーは原則、変更できないが、下記の条件に限り可能とする。

○「ブラック 100%色(濃度調節不可)」

○「ブラック 0%色(濃度調節不可)」

(3) 他のロゴマークや社名、図柄等と併記する場合は、一定の間隔をあけるなどして当プロジェクトのロゴマークの独立性を保つようにする。

⑨ロゴマークの著作権

Buy!TOHOKU プロジェクトのロゴマークの著作権は、Buy!TOHOKU プロジェクト実行委員会に帰属するものとする。

⑩ロゴマークの譲渡、貸与について

ロゴマークを第三者に譲渡または貸与することはできない。

⑪本規定に定めのない事項

本規定にない事項については、当プロジェクト実行委員会の判断に従うものとする。

【5】“Buy!TOHOKU”project 実行委員会構成員(平成 23 年 9 月 30 日現在)

[代 表] 石井 光二 (株式会社エスデーファイブ)

[実行委員長] 青木 聡志 (株式会社ハミングバードインターナショナル)

[監 事] 白津 守康 (株式会社BBI)

[実行委員] 新田 秀悦 (株式会社ニューイースト)

伊藤 友紀 (株式会社フェイス)

西牧 潤 (株式会社セイトウ社)

岩本 富貴 (株式会社百反)

若生 有加 (株式会社ワコーファースト商事)

[事務局 長] 鈴木 未来 (有限責任事業組合コムワーク・プロジェクト)

[プロデューサー] 伊藤 和己 (株式会社エスデーファイブ)

稲妻 享 (株式会社エスデーファイブ)

【6】Buy!TOHOKU プロジェクト実行委員会事務局の連絡先

有限責任事業組合コム・ワーク・プロジェクト

〒984-0002 宮城県仙台市若林区卸町東 2 丁目 3-30

TEL.022-788-2377 FAX.022-788-2379

info@comworkproject.com

<http://comworkproject.com/>